

警報発令時における休校措置について

1. 午前6時00分の時点で、「特別警報」「土砂災害警戒情報」「大雨警報」「暴風警報」のいずれかの警報が静岡県西部に発令されている場合は、臨時休校といたします。
自宅学習をしてください。学校への問い合わせも必要ありません。
 - ※ 静岡県西部とは浜松、湖西、磐田、袋井、掛川、菊川、御前崎、森町地区です。
 - ※ 臨時休校の際には、ご登録頂いている携帯アドレスに一斉メール（午前6時00分～6時30分）で配信します。
 - ※ 特別警報とは「大雨特別警報」「大雪特別警報」「暴風特別警報」「暴風雪特別警報」「波浪特別警報」「高潮特別警報」となります。
2. 午前6時00分の時点で、静岡県中部・東部に「特別警報」「土砂災害警報」「大雨警報」「暴風警報」のいずれかの警報が発令されており、その該当地域の生徒に関しては、自宅学習をしてください。
また、自宅学習の旨を7時30分～8時00分までの間に、学校に連絡をしてください。
3. その他の警報（洪水、津波、高潮）等の警報が発令されている場合は、原則として平常通り授業を行います。
4. 授業中に大雨警報・暴風警報や大津波警報等が発令された場合は、学校の判断により授業を打ち切ることがあります。その時は、状況判断の上、下校指導をしますので安全を確認の上、指示に従い、速やかに下校してください。
ただし、学校で待機した方が安全だと判断した場合は、保護者に連絡した上で、学校で待機する場合があります。